

外国人の商用査証申請の際のご協力依頼

商用査証申請の提出基本書類

①申請者が準備するもの

★青字は招へいする日本側でご準備が必要。

- ・旅券
- ・査証申請書 1通
- ・写真 1葉
- ・利用予定の航空便等が記載された書類（出入国予定日がわかるもの）
- ・渡航支弁能力を証するいずれかの書類
（所得証明書、所属先からの出張命令書、派遣状、これらに準ずる文書）
- ・在職証明書

②日本側（招へい機関等）で準備するもの。

- ・招へい理由書又は在留活動を明らかにする書類（会社間の取引契約書、会議資料、取引品資料等）
- ・申請人名簿 ※2名以上の申請人が同時にビザ申請を行う場合のみ。
- ・滞在予定表

③日本側（招へい機関等）が申請人の渡航費用を負担する場合に準備するもの。

- ・身元保証書 ※旅費や滞在費用等を支弁しない場合は不要。
- ・法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書

※上場企業は会社四季報写しを提出することで、法人登記簿謄本又は会社／団体概要説明書の提出は不要。

★招へい理由書、身元保証書、滞在予定表、申請人名簿は外務省HPからフォームのダウンロードが可能。発行後3か月以内の書類を申請時提出していただく必要。

数次査証を希望される場合、外務省HPからダウンロード可能な数次査証用招へい理由書のフォームを使用。

外国人の商用査証申請の際のご協力依頼

- ・ 10月から、水際対策も緩和、訪日査証申請が増加。
 - ・ スムーズに申請案内するため、必要書類が準備できた方から当館領事班宛てにメール送付いただき事前に書類の漏れがないか確認しております。その後来館日を来館予約案内をさせていただき来館（申請）。
 - ・ 査証は申請のあった方から順番に対応。
 - ・ 通常申請・受理から7日営業日以内に発給。
- ※審査の過程で追加の書類を求める場合もあり、7日以上日数を要する場合も有。

悪い事例紹介

- ・ 明後日フライトだから明日中に査証出してほしいと押しかけてくる。
- ・ 前の申請はサウジ大は2日で発給してくれた。※調査しサウジ大に申請歴なし。
- ・ 当館スタッフとのコネを活用して特別な対応を求めてくる。

良い事例紹介

- ・ 当地駐在員の方が渡航1か月前に必要な書類を確認の連絡をいただき、計画的に招へい側の書類の準備をしたのち、渡航2週間前に余裕をもって査証取得。

☆領事班からのお願い

査証申請の予定が判明したのち、**領事班へ直接ご連絡**（電話・メール可）いただけると幸いです。その際当館スタッフより丁寧に**申請必要書類をご案内**いたします。

申請人が不慣れな場合、書類不備で時間を要する場合がありますので間に入って支援いただいたり、申請人からの委任状をもって日本人の方が代理申請することも可能。

※上記悪い事例のように通常と異なる方法で査証申請、取得をしようとする逆にと逆に時間を要し双方が無駄な時間を費やすことになる。

赴任時の在留届の提出、帰任時の帰国転出届けの提出

※外国に住所又は居所を定めて3か月以上滞在する日本人は、「在留届」を提出することが法律で義務付けられています。また、緊急時発生時には、提出された、「在留届」をもとに、大使館・総領事館が安否確認・支援活動等を行います。

在留届は外務省オンライン在留届けORRネットから在留届の提出が可能。

○変更届

- ・当初単身であったが家族3人を日本から呼び寄せ4人になった。又は先に帰国。
- ・滞在予定期間が延びた。
- ・緊急時の連絡先が変更となった。

※容易にオンラインで変更可能。

○転出・帰国届

- ・任期を終え本帰国となった。
- ・別の国に転出となった。

※転出先、本邦到着後落ち着いてからで結構ですので忘れずにオンラインにて提出お願いします。

☆今後赴任される方への社内教育においてお力添えいただくとともに、駐在員数の変更があった際は、当館へ一報いただけますようご協力お願いします。